

日 時 平成25年12月21日（土）10:00～12:05

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原 （副会長）西村、小野

（町内会長）山本(徹)、北川、上野、太田、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、山本(和)

（監事）谷口、齊藤 欠席 向井

（事務局）木村、妹尾、長谷川、鶴田 <敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①議事録とその要約版の配付について

前回理事会の議事録要約版を作成した。今回から、議事録と要約版を事務局で一括印刷し、各町内会の役員数および各グループの団体数を配付する。

②追分南地区4町内会加入の件について（個別協議・全体協議）

・かがやきの丘町内会・コージーガーデン自治会・追分鴨田町内会の3町内会については、ご理解いただいた。1月に3町内会と合意事項の確認を行い、2月には合意書を交わしたい。

・「資料1」は、平成25年度活動予算をベースにして、来年度の活動について学区全体で行うものと地区別に行うものとに仕分けし、学区全体活動の予算を検討したもので、

＊ケース1：3町内会が加入した場合

＊ケース2：（仮称）追分南町内会を含めた4町内会が加入した場合

に分けて経費の算定をしている。

この資料に基づいて、まち協会費を1戸あたり150円/月（1,800円/年）とすることで協議を進めている。

グループ会議で各団体の代表者に伝えて、来年度予算の作成で検討していただきたい。

・「別紙」は、平成25年度の活動を基に学区全体活動と地区別活動に仕分けしたものである。各町内会の役員会では、これを基に説明していただきたい。

③単年度輪番制に関する弊害の解消について

資料は、前回の理事会での意見を反映して、「3.課題の解決に向けて」の部分を整理したものである。各町内会の役員会でよく議論し、弊害の解消に努めていただきたい。

④今後のスケジュールについて

・平成26年度まち協総会を4月20日に予定している。各町内会総会は4月19日までに開催していただきたい。各団体の予算申請は2月末までに提出。予算調整会議を3月22日までに実施。3月29日の第18回理事会は新年度の町内会長・グループ代表にも参加していただいて合同理事会とし、議案書の審議・承認をする。その後会計監査を4月4日までに受け、4月6日に議案書を全戸配付する。総会后、議事録を全戸配付する。

・追分南地区の加入申し入れの承諾に関する臨時総会を1月26日に開催する。1月18日の理事会で議案書の審議・承認。1月20日に議案書を全戸配付。総会后、議事録を全戸配付する。

・2月1日の第15回理事会で、来年度の会長と監事の選定をする。2月8日頃には、新町内会長のの中から副会長を選定していただく。また、自主防災連合会会長・地域活動委員会委員長・集会所管理委員会委員長もこの時期に決めていきたい。

・各団体代表者・各グループ代表・グループ代表からの副会長については、遅くとも3月半ばまでには決めていただきたい。

(2)各町内会・各グループ・事務局から

なし

2. 審議事項

以下の審議事項2点について、本日は説明をし、次回の理事会で協議する。

(1) 会則の改正案について

1 追分南地区町内会加入に関する改正点

- 1) 協議会の名称変更として、「志津南地区」を「志津南学区」とする。
- 2) 協議会の区域を明示する条文を第2条として追加する。その内容は、協議会の区域を、志津南小学校の通学区域（以下「学区」という。）とする。
- 3) 協議会の「活動」を学区全体で行うものと地区別に行うものとに仕分けすることから、条文に第2項を追加し、若草・岡本町西の地域（以下「若草ブロック」という。）と追分南の地域（以下「追分南ブロック」という。）とに区分して行うことが適当なものは、「地区別活動」とする。【この「若草ブロック」という名称については、岡本町西町内会で議論して、検討いただきたい。】
- 4) 協議会の「構成」については、「志津南地区各町内会および活動分野別のグループ」を「協議会に加入する本学区内の町内会・自治会（以下「町内会等」という）および当該地域における活動分野別のグループ」とする。
- 5) 役員の定数は、副会長を上記の各ブロックの町内会長から1名ずつ選出することとし、3名にする。また、理事は2名増え、13名になる。
- 6) 組織は、「自主防災委員会」を廃止し、「若草ブロック自主防災連合会」を創設して、本部の一部局とする。また、「若草ブロック地域活動委員会」を創設して、本部の一部局とする。
- 7) まち協の会費は、一戸建・家族用マンションは150円/月（1,800円/年）とし、現行の2,700円/年との差額900円/年は、「若草ブロック地域活動委員会規則」に規定し、「若草ブロック地域活動特別会計」に入れる。
- 8) グループ構成団体は、「自主防災委員会」を削除し、「老人クラブ若寿会」を「老人クラブ連合会」と、「子ども会」を「子ども会連合会」と、「志津南小学校PTA志津南地域部」を「志津南小学校PTA」とする。
- 9) 「地区別活動」を行う団体に、「若草ブロック自主防災連合会」「若草ブロック地域活動委員会」「若草地区児童公園等維持管理委員会」を追加する。
- 10) 協議会の倉庫の管理の条文は削除し、今後制定する「若草ブロック地域活動委員会規則」の中に盛り込む。

2 総会に関する改正点

- 1) 住民の代表としての代議員を、各町内会の会計ではなく各町内会の各班から1名を選出することとする。
 - 2) 総会は、その構成員から会長・副会長・理事を除き、代議員のみとする。また、議事録署名人2名を議長が指名し、議事録を確認して署名することとする。
- #### 3 活動の継続性の確保に関する改正点
- 1) 会長および監事は、理事会にて前年度の役員の中から候補者を選定することとする。
 - 2) 役員の任期を「3年を限度とする」では、各町内会長・各グループ代表の任期までも規制することになるので、削除する。
- #### 4 グループ構成団体の予算に関する規定で、各団体は、毎年2月末までに「活動計画を記載した予算書」を事務局に提出すること、予算書は、正副会長および次年度の正副会長で構成する予算調整会議で、団体代表者の参加のもとに、審議・調整することなどを盛り込む。

【質問】第2条の協議会の区域について、岡本町の向畑地域は、志津南小学校区であるが志津まち協の区域であり、例外となるので、改正案の表現をどうするか考える必要があるのではないか。

【回答】第6条で協議会の構成として、「協議会に加入する本学区内の町内会・自治会」と記載しているので、「協議会に加入する本学区内の町内会」ではない岡本町町内会の一部である向畑地域が該当しないことはわかると思う。

(2) 広報事業規則の改正案について

志津南地区広報事業規則については、本来まち協設立時点で改正すべきであったが、できていなかったもので、今回の臨時総会の3号議案として付議したい。

改正内容は2点あり、①条文中の「志津南地区」を「志津南学区」に、「事業」を「活動」にして「志津南学区広報活動規則」とすること、②規則の改廃について、「自治連合会総会」で行うこととなっているが、この規則の性格からして総会までかける必要はないと判断し、「まち協理事会」で行えるようにすることである。

【意見】 広報委員会の構成について、今後は情報を持っている組織を加えるなど、検討が必要である。

【質問】 ホームページの運営はどうなっているか。

【回答】 ボランティアも含めて、広報委員会でやっている。組織の強化も必要かと思う。ホームページの適正な更新や情報提供の工夫がいる。

3. その他

(1) 監事(齊藤)から

監事として活動監査報告を出したが、これに対する回答がほしい。

せっかく問題提起をしたし、会則改正などにも絡んでいるので、最終的には、総会で発表できるよう、まとめをお願いしたい。

【中原】 監査報告事項について、まず関係団体にヒアリングを行って、その上で理事会に報告する方向で進めていくので、理解願いたい。

(2) ふれあい推進委員会から

1月13日に左義長を行う。前日10時から若草中央公園で準備をするので、町内会長はご協力願いたい。当日の準備は、ふれあい推進委員会で行う。

以上